

第1章 計画のめざすもの

1 3つの基本理念

【共感】 人々の多様な状況を共感をもって理解し、多様な意見を取組に反映させます。

【協働】 区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力することにより推進します。

【推進】 着実に実施することにより継続的に発展させていきます。

2 計画の目標 ～まちの将来像～

「ともに支え合う だれもが自由に社会参加のできるまち」

3 取組の視点

【視点1】「気づき」の輪を広げます

区民一人ひとりが人や暮らしの多様性に気づく機会づくりを推進します。

【視点2】その人らしい暮らしを支えます

地域課題や生活支援ニーズの多様化・高度化を踏まえ、必要な支援を行います。

【視点3】バリアの解消に取り組みます

社会参加の一層の促進を図るため、その妨げとなるバリアの解消に取り組みます。

4 計画の期間 平成27年度から平成31年度（5年間）

5 施策と取組項目

施策1 とともに支え合う地域社会を築く

《取組項目》	取組内容	【事業番号】
1 つながり、見守る地域づくりに取り組む	(1) 平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくりに取り組む (2) 災害時要援護者の支援を充実する ①要援護者の安否確認体制の強化 ②福祉避難所の拡充	[1]新 [2]充 [3]充
2 地域の福祉力を支える担い手を応援する	(1) 町会・自治会活動の支援 (2) 民生児童委員の活動支援、制度の周知 (3) 「地域福祉パワーアップカレッジねりま」の充実 (4) NPO法人（特定非営利活動法人）等の活動支援 (5) (仮称) 地域福祉フェスタの実施	[4] [5] [6] [7] [8]新
3 地域課題を自ら解決する力を引き出す	(1) 地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり (2) ユニバーサルデザイン推進ひろばの充実 (3) やさしいまちづくり支援事業の創設	[9] [10]充 [11]新
その他の取組項目	○災害ボランティアセンターの運営 ○ボランティア活動等への支援 ○非営利地域福祉活動団体への支援 ○「相談情報ひろば（みんなのふれあいサロン）」事業の支援 ○福祉のまちづくりサポーター育成事業の推進 ○居場所づくりの創出支援	[12] [13] [14] [15] [16] [17]

施策2 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める

《取組項目》	取組内容	【事業番号】
1 使いやすい公共施設・スムーズに移動できる経路を増やす	(1) 駅と周辺の主要な公共施設を結び経路のユニバーサルデザイン化 (2) より使いやすい区立施設、区立公園の整備 (3) だれもが利用しやすいスポーツ環境づくり	[18]新 [19] [20]充
2 安心して使える・気軽に行ける身近な民間施設を増やす	(1) 安心・快適なトイレ普及（福祉のまちづくり整備助成制度） (2) 設計や施工に活かすユニバーサルデザイン技術の蓄積	[21]充 [22]
その他の取組項目	○だれでもトイレの整備推進（学校、公園、民間施設） ○駅のバリアフリー化の促進 ○公共的建築物のバリアフリー整備状況等の公表 ○施設運営者・管理者向け適正な維持管理に関する研修 ○道路のバリアフリー化・無電柱化の推進 ○公園のバリアフリー化の推進 ○放置自転車対策 ○自転車走行空間の整備推進 ○福祉連携緑化事業	[23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31]

<凡例>

充：内容の充実を図る取組項目

新：新規の取組項目

施策3 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

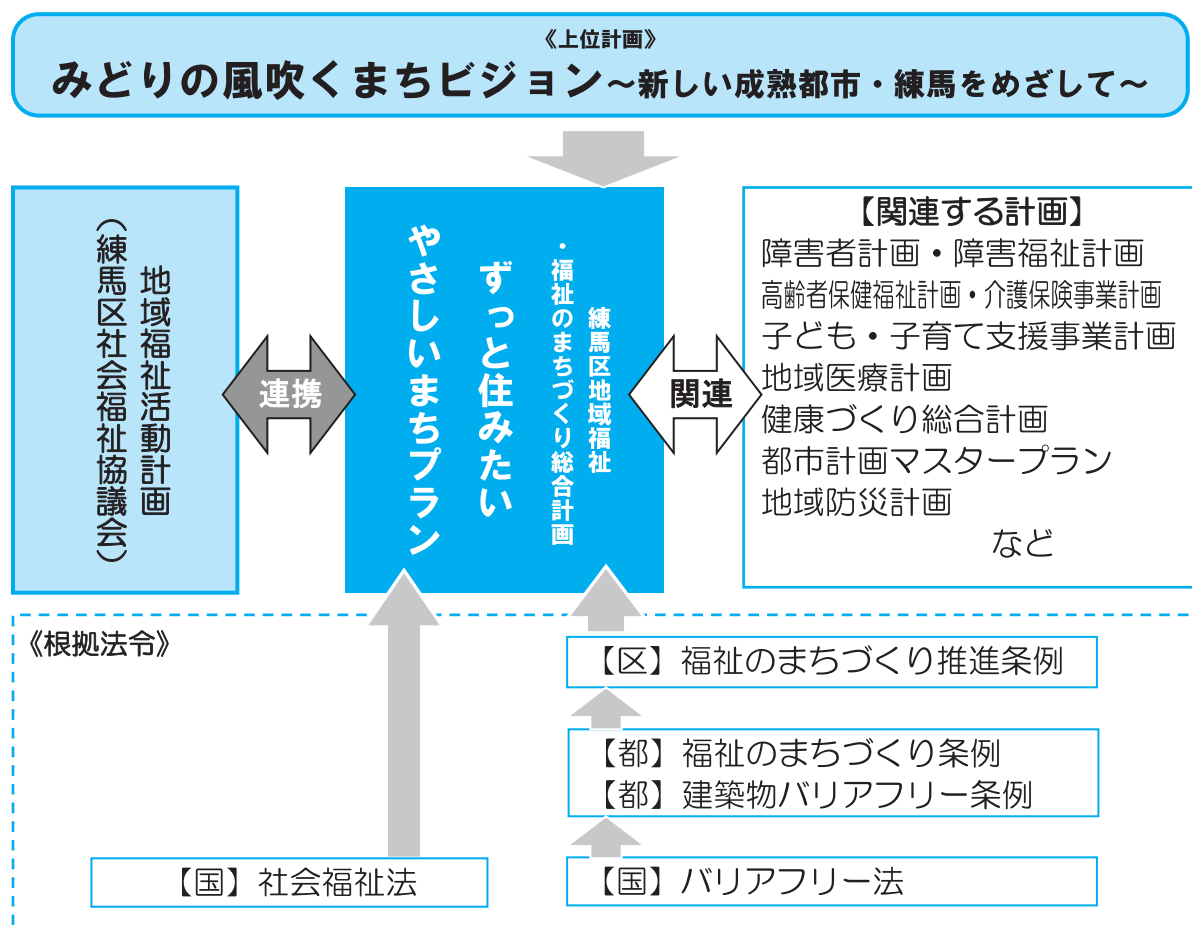
《取組項目》	取組内容	[事業番号]
1 学び合いで、個性をのばし、感性を育む	(1) 小学生ユニバーサルデザイン体験教室の拡充 (2) 多様な人との相互理解の促進	[32]充 [33]充
2 利用しやすい情報・案内で安心・快適な生活を支える	(1) 印刷物のユニバーサルデザインガイドラインの活用 (2) ICT（情報通信技術）を活用した情報バリアフリーの推進 ①地図情報と連携したバリアフリー情報の発信 ②イベント等におけるICTの活用	[34]新 [35]新 [36]新
3 やさしいまちづくりの取組のすそ野を広げる	(1) 「まちを笑顔にするための第一歩」の推進 (2) やさしいまち通信の発行	[37]新 [38]新
その他の取組項目	○小学生向けユニバーサルデザイン体験教室講師研修会 ○子どもから学ぶユニバーサルデザインまちづくり展 ○多様な人の社会参加に対する理解の普及啓発 ○ねりま区報の発行（音声版、点字版および外国語版の発行） ○外国人のための日本語学習の支援	[39] [40] [41] [42] [43]

施策4 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

《取組項目》	取組内容	[事業番号]
1 保健福祉サービス利用者の権利擁護を推進する	(1) 成年後見制度の利用支援 (2) 成年後見人等の養成と支援 (3) 地域福祉権利擁護事業の実施	[44] [45] [46]
2 社会福祉法人等への指導、助言を充実する		[47]充
3 生活困窮者の自立を支援する		[48]新
その他の取組項目	○保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知	[49]

6 計画の位置づけ

- ① 「みどりの風吹くまちビジョン」を上位計画とする分野別個別計画
- ② 「練馬区地域福祉計画」「練馬区福祉のまちづくり総合計画」を統合した計画
- ③ 「社会福祉法」第107条に規定する市町村地域福祉計画
- ④ 「練馬区福祉のまちづくり推進条例」第7条に規定する福祉のまちづくりの推進に関する計画



練馬区地域福祉計画と練馬区福祉のまちづくり総合計画の統合は、すべての区民の「自立生活の支援」と「社会参加の実現」とを共通理念として、施策の重点化を図りました。



「気づき」のまちづくり

地域には、さまざまな人が暮らしています。高齢者、障害者、子育て世代、外国人など、それぞれの状況によってニーズや障壁(バリア)と感知することが異なります。

「気づき」とは、それまで知らなかったことに何かのきっかけで注意が向き、物事の存在や状態を知ることの意味します。

本計画では、区民の一人ひとりが地域に暮らす人々の多様性を知ることから、意識していなかった社会のバリアや課題に注意が向き、自分とは立場の異なる方の存在や状態に共感し、受け入れることを「気づき」と呼び、まちづくりの重要なキーワードととらえています。

車いすを使用する方と一緒に地域を歩いてみると、通り慣れた道の小さな段差や傾斜に「気づき」、驚くことがあります。知識として知っていたことも、実際にさまざまな方の話を聞き、共に行動すると、身近な問題として理解が深まります。

もうひとつの気づき

「いつもと違う」「何かがおかしい」を察知できる地域力

「気づき」をきっかけに、地域に暮らすさまざまな人々の姿が見えてくると、ゆるやかなご近所づきあいが生まれます。普段はあいさつをかわす程度でも、いざというときには小さな異変を察知できる地域の力になっていくことが期待されます。

「ひとりぐらしのお宅で郵便物がたまっている」
 「お隣のおじいちゃんの身なりが急に変わってきた」
 「子どもが夜遅くひとりで外で泣いている」

ご近所で起きている「異変への気づき」。

これも、ともに支え合う地域社会の重要なキーワードです。